

## 平成28年第6回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年9月6日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番	鈴木	繁	君	2番	石川	和美	君
3番	佐藤	信親	君	4番	益子	輝夫	君
5番	大森	富夫	君	6番	益子	明美	君
7番	大金	市美	君	8番	岩村	文郎	君
9番	川上	要一	君	10番	阿久津	武之	君
12番	石田	彬良	君	13番	小川	洋一	君
14番	塚田	秀知	君				

### 欠席議員(1名)

11番 橋本 操 君

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島	泰夫	君	副町長	岡	由樹	夫	君
教育長	小川	浩子	君	会計管理者 兼会計課長	田村	正水	君	
総務課長	橋本	民夫	君	企画財政課長	佐藤	美彦	君	

税務課長	稲澤正広君	住民生活課長	鈴木真也君
環境総合推進 室長	鈴木雄一君	健康福祉課長	立花喜久江君
子育て支援 課長	小川一好君	建設課長	穴山喜一郎君
農林振興課長	坂尾一美君	商工観光課長	板橋了寿君
総合窓口課長	薄井桂子君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	大森新一君	学校教育課長	薄井健一君
生涯学習課長	笹沼公一君		

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局長	高橋伸栄	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子	書記	岡多恵子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。

欠席届が11番、橋本 操君から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第6回那珂川町議会定例会を開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚田秀知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、益子輝夫君、5番、大森富夫君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（塚田秀知君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から20日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から20日までの15日間とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（塚田秀知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月定例会から今期定例会までの行事などについて報告いたしますが、お手元に配付してある資料のとおりであります。

主なものを申し上げます。

6月18日、シルバー人材センター合併10周年記念式典がJ Aなす南グリーンパルで開催されました。長い人生の中で培ってこられました知識や技能を生かして、積極的に地域社会に貢献できる同センターの役割は大きいものと認識しており、今後の発展を祈念するものがあります。

6月20日には、山形県西川町議会運営委員会が行政視察で来町されました。

視察の主な目的は、当町の議会改革や議会活性化の取り組みについての研修でありました。議会改革小委員会の委員と私が出席し、雑談、懇談会形式で情報交換を行いました。西川町議会も議会活性化が進んでおり、お互いにより勉強になったと思っております。

また、7月14日にも山梨県町村議会議長会の行政視察が同様にありました。来町されました28名の方々には町内のホテルにご宿泊をいただいております。

次に、6月24日、栃木県町村議会議長会の第1回議長会議が、宇都宮市の自治会館で開催されました。研修会に引き続き、任期満了に伴う役員改選があり、議長会の会長には壬生町の鈴木理夫議長が、副会長には野木町の館野孝良議長と私が就任いたしました。会の発展のため、会長をサポートするとともに、町議会運営や活動の活性化を踏まえて、本職を全うしたいと考えております。

7月30日、那須小川まほろば太鼓の20周年記念演奏会があじさいホールで開催されました。まほろば太鼓保存会は平成8年の創設以来、着実な歩みを重ねてこられ、創設20年の節目を迎えられました。この間、世代を超えたメンバーが練習に励み、地域に密着した演奏活動を続けており、地域の多くの皆さんに元気を与えていることは、皆様ご承知のとおりでございます。これからも、町の顔として活動を継続していただきたいと考えております。

8月8日、那須烏山市議会との議員懇談会を開催しました。出席者は両市町の正副議長、各常任委員長、議会改革特別委員長で、12名での懇談となりました。懇談の内容は議会改革に関するもので、両市町の取り組み状況について情報交換を行なったものであります。広域行政の構成市町として、今後の定期的な開催を検討したいと思っております。

8月23日、木の駅プロジェクトなかがわ実行委員会の総会が那須南森林組合で開催されました。

平成25年9月に発足されました木の駅プロジェクトは、木質バイオマス発電の燃料となる森林資源の安定供給と地域通貨券の発行業務の実施により、山林の環境保全と地域活性化に取り組んでいるものであります。さらなるプロジェクトの推進を願うものであります。

次に、6月定例会以降、議長に報告のあった各委員会の開催状況ですが、まず、各常任委員会については、6月28日から30日にかけて所管事務調査を実施し、関係する協議のため、2回ないし3回の委員会を開催しております。その結果については、各常任委員会からの意見、要望として文書をもって執行部に報告いたしました。

議会改革特別委員会小委員会については、陳情の審査のため5回開催しております。

議会広報特別委員会においても、議会だより44号の編集のため4回開催しております。

議会運営委員会については、一般質問方式の検討や定例会、臨時会の運営協議のため4回活動しております。非常に活発に各常任委員会ともしているものと言える状況です。

詳細については、配付しました資料のとおりであります。

最後になりますが、現在、議会では議会改革特別委員会を設置して、開かれた議会と町民の皆さんの負託に応えられる議会を構築するための協議を進めています。11月には4年目を迎える議会報告会の開催を予定しています。町民の皆様におかれましては、ぜひご参加をいただき、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。日程など詳細につきましては、後日お知らせする予定でございます。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告といたします。

---

◎行政報告

○議長（塚田秀知君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めまして、おはようございます。

平成28年第6回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

この夏、17日間にわたり熱戦が繰り広げられました第31回夏季オリンピックリオデジャネイロ大会では、日本史上最高記録を更新する41個のメダルを獲得しました。中でも萩野公介選手の金メダルを初め、本県選手の活躍は県民に大きな感動を与えてくれました。

また、第98回全国高等学校野球選手権大会においては作新学院高等学校が47都道府県、3,874校の頂点に立ち、54年ぶりに2度目の全国制覇をなし遂げて、深紅の大優勝旗を栃木県に持ち帰ってくれました。輝かしい勇姿と大きな成果を目の当たりにして、子供たちは、最後まで諦めない姿勢と夢をかなえるための日々努力する大切さを感じとってくれたことと思います。那珂川町から、4年後の東京オリンピックに出場する子供たちが成長してくれることを大いに期待したいと思います。

さて、そのような中、小川卓球スポーツ少年団の小川小2年生の室井航汰君が、7月下旬に行われた全農杯全日本卓球選手権大会に出場しました。また、小川那珂クラブスポーツ少年団が、駒沢オリンピック公園球場で行われた関東学童軟式野球大会に出場しました。これらスポーツはもちろんのこと、多方面の分野においても、町民がますますご活躍いただけることを期待しております。

それでは、6月定例会以降の行政報告を順次申し上げます。

6月5日、那珂川町消防団夏季点検及び消防操法大会が行われました。操法大会では、小型ポンプ操法の部で大内の第2分団第3部が優勝し、6月26日に行われました南那須支部消防操法大会においても見事優勝し、7月30日に開催された県大会に出場しました。県大会では上位との僅差の4位という成績を修められました。県大会への出場は那珂川町となって初めての快挙であり、まことに誇らしいことでもあります。

6月7日、9日の両日、役場若手職員、入庁して2年目と3年目の職員20名と町長、副町

長との懇話会を開催いたしました。これは、私が町長に就任して2回目の開催となりますが、若手の職員との意思疎通を図り、職場を超えた全庁的な場での発言力の訓練、習得はもちろん、若手職員の柔軟で新鮮な発想から、まちづくりへの参画意識を高めてもらうことを趣旨に実施しているものであります。

6月18日、那珂川町シルバー人材センター合併10周年記念式典がグリーンパルで開催され、出席してまいりました。

6月29日から7月6日までの8日間、姉妹都市であるアメリカホースヘッズ村から5名の親善訪問団が来町されました。この事業は本年度で18回目となり、一般家庭にホームステイして学校の授業に参加したり、座禅や陶芸、茶道など日本文化を学び、町民との交流を深められたと感じております。

7月15日、那珂川水遊園が開館して今年で15年となり、記念の式典が開催され、出席してまいりました。那珂川水遊園は、開園以来360万人もの入場者がある近隣の施設では集客数が突出している施設であります。おかげさまで、那珂川町への観光客等の増加にも大きくご貢献いただいておりますことのお礼も含めて、隣接市町を代表し、祝辞を申し述べてきました。

7月19日、那須・南那須地区ブロック別市町村長会議が那須塩原市で開催されました。この会議は、知事と市町長の率直な意見やきめ細かな情報交換の場として毎年開催されております。町の要望事項としては、6次産業化等普及促進事業の連携強化を要望したところであります。6次産業化事業については、今後、町内外へ広く展開を進める上で県との連携が大変重要であるため、事業の具体化に向けた指導、連携等、要望させていただきました。

7月30日、那須小川まほろば太鼓が今年で20周年を迎え、あじさいホールを会場に記念演奏会が開催されました。まほろば太鼓の生みの親と言っても過言ではない秋田県美郷町の菖蒲太鼓の打ち手30名も駆けつけて太鼓の演奏をご披露くださり、会場内は立ち見も出るほどのにぎわいとなりました。

8月3日から23日までの3週間、那珂川町と文化財に関する相互協定を結んでいる国士舘大学の学生51名が、考古学実習を兼ねた国指定史跡唐の御所横穴を含む北向田、和見横穴墓群の測量調査を実施いたしました。

8月6日から7日にかけて、東京都豊島区との交流事業の一環として、豊島区住民の9家族、26名の方々が小砂地内の農家に民泊をし、農業体験やそば打ち体験などをしながら自然の中の田舎暮らしを満喫されました。今後も、那珂川町のよさを感じてもらえる交流活動を

続けてまいりたいと思っております。

8月10日、とちぎの道現場検証事業が行われました。この事業は今年度初めて行われたもので、行政のほか学校、PTAなどの教育関係者などの関係者が一堂に会し現場検証を実施することにより、道路整備の必要性について共通認識を図るというものであります。

8月15日、夢まつりが行われました。新那珂橋跡地上流に500名以上の参加者が集まり、観光協会主催による鮎とマスのつかみ取りが行われ、夜には、夢まつり実行委員会主催による盆踊り大会と花火大会が開催されました。夏の夜空に大きく打ち上げられた花火を、お盆中の帰省客や、町内外から多くの方々が観賞されました。また、お盆期間中は、各地域や団体においても納涼祭等が開催されました。

8月中は、台風7号、9号、10号の接近と集中豪雨もありましたが、町内では道路のり面の一部崩落、倒木等が数カ所ありましたが、幸いにして大きな災害はありませんでした。自然の災害は、いつ、どこで起こるか分からない最近の気象状況ですので、町においても改めてこのような大雨や異常気象時の対応について、県や消防、警察など関係機関と連携をとりながら、早急に対応してまいりたいと考えております。

終わりに、本定例会には、報告1件、議案では人事案件のほか、那珂川町立認定こども園条例の制定など14議案を提出しております。

また、平成27年度一般会計歳入歳出決算等認定9件を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、今月21日からは、秋の交通安全県民総ぐるみ運動が開催されます。議員各位におかれましても、なお一層の交通安全意識の向上にご協力くださるようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（塚田秀知君） 以上で行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（塚田秀知君） 日程第5、一般質問を行います。

なお、質問は、今期定例会からは項目ごとの一問一答方式にて行うこととなります。

---



◇ 鈴 木 繁 君

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君の質問を許可します。

1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） おはようございます。1番、鈴木 繁でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

なお、今、議長がおっしゃいましたとおり、今回より一問一答という形ですので、質問を1つずつ、1項目ずつ質問させていただきますので、明確な質問をさせていただく形をとりますので、執行部の皆様におかれましても具体的に前向きな答弁を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、今回私は4項目について質問をさせていただきます。1項目めは子育て支援策について、2項目めはAED設置について、3項目めは住民から町に対する意見等の対応について、4項目めは町の特産品のPR活動についてであります。一問一答ということで、1項目めの子育て支援策についてから質問をさせていただきます。

子育ては、家の中だけで行われるものでないという認識が広まりつつある中で、子育てに優しいまちづくりをアピールするには、充実した子育ての環境が必要であると思います。そこで、次の点について執行部にお伺いをいたします。

1点目は、子供が遊べる公園、児童公園の整備状況と、今後の計画をお伺いいたします。

2点目は、保育園、幼稚園の休日の園庭開放についてお伺いをいたします。

3点目は、子育て支援センターの休日利用についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問を終わりにいたします。

なお、執行部の答弁によりまして、再質問をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 子育て支援策についてのご質問にお答えいたします。

私からは、1点目、子供が遊べる公園の整備状況と今後の計画のうち、今後の計画についてお答えをいたします。

子供は社会の希望であり、未来の力であります。次代の社会を担う子供を安心して育てる環境を整備し、子供が健やかに育つことのできる社会を実現することは、少子・高齢化が進

行する中、地方創生を本格展開する上でも最重要課題の一つであります。このため、町第2次総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育て環境の向上を基本方針に掲げ、各種施策を推進しているところであり、子供が遊べる公園についても、親子の触れ合いの場や友達同士の遊びを通じた社会性の醸成の場として、子育て環境の充実を図るためにも重要な役割を担っておりますので、さらなる整備を図ってまいりたいと考えております。

具体的な整備計画につきましては、今後、子育て支援住宅等と一体的な整備を行う方向で策定していきたいと考えております。

その他の質問については担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） ご質問の1点目、子供が遊べる公園の整備状況と今後の計画のうち、公園の整備状況についてですが、現在、町には、児童福祉法や都市公園法に位置づけられている児童遊園や都市公園はありませんが、公園として整備した中で、子供が遊べるように遊具等が設置されているのは、馬頭公園とふるさとの森公園及び地域の公園として整備した富山の農村公園の計3カ所であります。

また、公園の位置づけではありませんが、馬頭総合福祉センターに隣接する高齢者生産活動施設の敷地内及び小川総合福祉センターの敷地内に、遊具等を設置した多目的広場や園地があり、特に小川総合福祉センターの園地は、親子で楽しく過ごせる魅力的な空間となるよう、平成27年度から本年度にかけて、東屋や遊具を追加して整備いたしました。

次に、2点目、保育園、幼稚園の休日園庭開放についてですが、現在設置している4保育園、2幼稚園については、いずれの施設も休日の園庭開放は実施しておりません。園庭は、遊具も整備されており、子供を遊ばせる場として有用であることは理解しておりますが、休日の開放については、施設の管理面で、特に防犯上の問題がありますので、実施は難しいと考えているところであります。

次に、3点目、子育て支援センターの休日利用についてですが、子育て支援センターは、子育て家庭に対する情報提供や相談、指導等、地域全体での子育てを支援する目的で、就学前の児童とその保護者を対象として、現在は町職員1名、臨時職員1名の2名体制で平日のみ開設しておりますが、休日の開所については、職員の体制等含めて、現在のままでは難しい状況にありますので、今後、利用者のニーズ等を見きわめ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） ただいま答弁いただいた中で、1番目の子供が遊べる公園、今、町長からもお話があったと思うんですけども、第2次那珂川町総合振興計画、この中に確かに緑地公園の整備の施策の中に、小公園の整備の中で、小川地区において未利用の町有地を有効活用し、気軽に利用できる小公園の整備を検討すると明確に謳われています。

町長も、今お話がありましたとおり、これは小さなお子さんを持つお母さんから、かなり私どもにもご意見をいただいた問題でもあります。これは早急に対応をして、早急に実施に向け進めていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

また、先ほど課長がおっしゃったように、温泉のところの遊具、これはたしか今2点遊具があると思うんです。それも確かにお子様が遊ばせるのには確かによいかと思うんですけども、そういう公園等に対して、しっかりとした設備のもとに遊ばせたいというお母さんの意見もありますので、その意見を酌み取っていただきたいと思っております。

1点目についての再質問はありませんので、要望という形で2点目に移らせていただきます。

保育園、幼稚園の休日の開放で、ただいま防犯上の問題と課長のほうからお話がありました。休日は確かに職員がいないので、防犯上問題というものがあると思うんですけども、小さな小学生に上がる前のお子さんが、お母さんと園庭の中で遊具を使って遊ぶということに関しまして、それは私どもとしましては、防犯上問題はないんじゃないかと思っておりますが、具体的に防犯上と言いましてもいろいろあると思うんですけども、執行部の考えている防犯上、どのような考えの防犯上として捉えたらよろしいのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 防犯上という形ではありますが、特に最近につきましては、幼稚園、保育園に限らず公共施設に関しましては、施設への内部侵入による盗難等の過去の実績等もあります。そんなような状況の中で、遊具の開放という形は、先ほど申し上げましたように非常に有用という形ではありますが、近年、そういうふうな形の中で、非常に不逞の輩と言いますか、そういうふうな形でのものが発生している事案があります。

そういうような形の中にありますと、本来、開放して、子供たちに対する防犯という形はもちろんありませんけれども、そういうふうな状況の中で、各施設が荒らされるというよう

な状況を考えますと、やはり総体的な中では、無人の中で開放するという形はいかかなものかという部分がありまして、さっきは閉鎖の方向と。これは、学校等の校庭の開放等も当時はやっていた部分もありますが、やはり同じような形で、全体的に施設的に、無人の部分に関しましては防犯の関係で閉めるという部分が、町に限らずほかのほうの自治体等でも多くなっているというような状況だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 内部侵入等の問題、わかります。確かにこれは問題の主旨として、確かに事例もあったというのを私、那珂川町以外でも聞いておりますが、昔は確かに、学校と保育園、幼稚園なんかは、お母さん、おばあちゃんが休みの日なんか連れてきて遊ばせたということもあると思うんですけれども、その辺を何とか、来年になれば認定保育園という形で、那珂川町施設として3つの認定保育園になってしまう形になると思うので、その辺を再度検討して、何かできる方法があればと思うんですが、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、子育て支援センター休日利用について再質問をさせていただきます。

昔は児童館という施設がありまして、日曜日なんかは子供を連れてきて遊ばせたり、お母さんと情報交換の場という形ですごく重宝されていまして。私も利用させていただいたことがあるんですけれども、現在、児童館という施設がありません。また、日曜日なんかは、屋内で遊具を使って遊ばせるというような施設も今ありませんので、そんな形で、何とか子育て支援センターを土曜日、日曜日、利用できれば子育てをしているお母さんにも優しいし、情報交換の場にもなると思いますので、私としては職員を、例えばサイクルを変更して、例えば平日の月曜日を休館日として土日を開園するというかやると、そういうようなのも栃木県内であると思うんですけれども、そのような考えはあるでしょうか、お伺いをいたしたい。そのような考えをちょっと提案したいと思うんですけれども、それに関してどのような考えを持っているかお伺いをいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 確かに、休日の過ごし方という中で、今、大きい施設の中では土日の開放という形もやっているところもございます。町のほうの子育て支援センターは、おかげさまで利用、平日でも20名程度の親子の利用があるという形になっております。

ただ先ほど申し上げましたように、現在は併設という形の中で平日のみの開放になっておりますが、今後、当然そういうふうな事業があるかと思っておりますので、どのような形での開放ができるか、先ほど申し上げましたように職員体制の問題もありますので、平日等の兼ね合いの中で、土日の中でのオープンができるかという部分を十分検討いたしまして、前向きにその中身を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2項目めの質問に入りたいと思ひます。

2項目めの質問は、AED設置について質問をいたします。

皆さんご存じだと思いますが、AEDとは心電図の自動解析機能と通電を指示する音声アナウンス機能をあわせ持った軽量の自動体外式除細動器のことであり、ある種、心停止状態に絶大な威力を発揮する機器のことでもあります。

2004年7月より、一般の方のAED使用が許可になり、全国的に設置場所もふえてきました。実際にAEDを使用した救急例もふえてきていることから、次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、公共施設のAED設置箇所と、今後、設置場所をふやす考えはあるかお伺いをいたします。

2点目は、AEDは誰もがすぐ使用できる場所が望ましいが、現在、適切な場所に設置されているのかお伺いをいたします。

3点目は、AEDの保守点検状況と経費についてお伺いをいたします。

4点目は、町職員や教職員、生徒、児童を対象としたAEDの救命救急講習の現状についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） AEDの設置についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、公共施設の設置箇所と今後の増設についてですが、現在、町が設置しているAEDは、全幼稚園、保育園、小・中学校、小川放課後児童クラブ、総合体育館、小川体育館、馬頭・小川運動場、馬頭広重美術館、馬頭図書館、なす風土記の丘資料館、道の駅観光センター、温泉ゆりがねの湯、青少年旅行村、健康管理センター、山村開発センター、小

川総合福祉センター共生館、馬頭、小川それぞれの庁舎の27カ所に設置してあります。その他の公共施設については、現在設置してある建物、場所等に隣接しているところも多くありますので、共有してご使用していただくようお願いしてあります。

また、各種大会やイベント時はAEDの貸し出しもご利用いただけますので、今のところ設置場所をふやす予定はありませんが、適切な配置を含め、今後とも検討してまいりたいと思います。

次に、2点目、現在の設置場所が適切な位置にあるかについてですが、各施設において設置位置の協議を行い、なるべくアクセスしやすい事務室、保健室、職員室等の入り口や、外から取り出しやすい窓際付近、カウンターなどに、また運動場においては倉庫や管理棟内に設置してあります。

さらに、AEDを使用する場面となるときは、とっさの判断と行動により、また相当動揺すると思われるので、目につきやすい建物入り口付近にAEDのマークと具体的な位置を記載したオレンジ色のステッカーを掲示し、わかりやすくしてあります。おおむね適切な位置にあると考えております。

次に、3点目、保守点検状況と経費についてですが、平成26年12月より、現在の日本光電カルジオライフ2100が設置されております。この機種は、リモート監視システムにより24時間、365日集中管理を行っており、AED本体が毎日セルフテストを実施し、トラブルがあった場合はコールセンターへ情報が送信されることになっております。また、バッテリーや電極パッドの使用期限の管理も同時に行っており、町と契約している業者へ連絡が入り、対応していただくことになっております。

経費については、バッテリーや電極パッド及び消耗品交換の保守点検を含めたリース料で、月13万7,160円の年間消費税込み164万5,920円です。

次に、4点目、AED救急救命講習の現状についてですが、26年12月に現在の機種に更新したことから、設置後の年明け1月に2日間に分けて3回、幼稚園、保育園、学校、町職員及び設置場所の職員を対象に救急救命講習会を開催し、63名の方に受講していただきました。

それ以降、各施設において自主的に講習会は開催されておまして、今年度の実施及び予定を申し上げますと、馬頭小、馬頭東小はPTA会員、教員を対象に、小川小は6年生全員と養護教諭を対象に、ひばり幼稚園は年少児の保護者と教諭を対象に6、7月に実施していただいております。

また、馬頭、小川中は2年生を対象に2、3学期に、各保育園、町職員及びAEDの設置してある施設の職員は来年2月に実施を予定しております。

万が一、心肺停止状態を目撃した場合に、1人でも多くの命が救えるよう、繰り返しの教育と訓練によりAEDを使用できる人材をさらにふやすことも重要かと思っておりますので、町主催の講習会も継続開催し、普及していく予定です。

また、多くの町民の方にも救命講習を受けていただけるよう、那珂川消防署のご協力により、依頼していただくと1名からでも講習が受けられます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） では、1番目の公共施設のAED設置箇所関係の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、設置箇所27カ所と確かお答えだったと思うんですけども、28カ所だと思ってしまうんですけども、私が調べたところでは。27カ所、間違いはないですか。こちら、町ホームページよりAED設置箇所、8月16日現在AED設置箇所が28カ所になっております。今、答弁で27カ所ということで、その1カ所、どのような違いがあるんでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） ホームページのほうですと28カ所ということでございますが、役場、馬頭庁舎のほうに2台設置がされておまして、その部分で28台ではあるんですが、こちらのほうで27カ所、28台というふうに認識をしていたところなんですけれども。

貸し出し用の予備分として28台ということになっているんですが、ただ、このホームページのほうで28カ所……。詳細ちょっと調べて、後でご報告したいと思っております。すみません。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） じゃ、上からちょっと、時間の関係もあるのでちょっと早めに言いますね、これ28カ所あるんですけども、役場の本庁舎、馬頭南保育園、中央保育園、大内保育園、健康管理センター、ゆりがねの湯、観光センター、ひばり幼稚園、馬頭小学校、馬頭東小学校、馬頭西小学校、中学校、馬頭運動公園、広重美術館、山村開発センター、馬頭図書館、総合体育館、小川庁舎、小川放課後児童クラブ、小川体育館、わかあゆ保育園、小川

小学校、小川中学校、馬頭青少年旅行村、小川運動公園、すこやか共生館、なす風土記の丘、小川幼稚園、以上で28カ所なんです。それは後で確認とってください。時間の関係もあります。

それで、那珂川町の公共施設で、まだ入っていない場所があるんです。例えば武道館、小川中央公民館、小川図書館、これ未設置なんですけれども、これに関しての設置予定はあるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 小川図書館に関しましては小川庁舎と共同でということで、隣接している施設ですので、ご利用いただくということにしております。

武道館に関しましては、小川幼稚園のほうで設置をしておりますので、そちらと共有という形をとっているんですが、ただ、例えば人が集まるとき、大会、それからイベント等あった場合には、貸し出し用のものも用意してございますので、そちらをご利用いただくということで、今のところは設置は考えておりません。

○議長（塚田秀知君） 鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 図書館の件は、体育館と本庁舎がありますので、有事の際には妥協してもわかると思いますけれども、中央公民館と武道館に関しては、人が集まる施設もありますので、これは私は設置するべきだと思います。中央公民館は、いろんな方が定期的にこれは使用されております。まして公共施設なので、これを強く望みますのでよろしくお願いしたいと思います。

時間の都合もありますので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

AEDの設置場所が望ましいか、適切な位置に配置をされているかの再質問なんですけれども、先ほどのお話で、今シールを貼る、外と中に貼る、これは確かに貼ってあるんです。

これで1点、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今、夜間、学校の体育館などでいろんな、バレーとか使われているときがあると思うんです、父兄の方とか子供と一緒に使われている場合があると思うんですけれども、そのような場合というのは校舎が閉鎖になっていると思うんです。もし有事の際、起きた場合に鍵がかかって入れないんですけれども、例えば町は、そのような場合にどのようなことを考えているのか、その件を1点お伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。



○健康福祉課長（立花喜久江君） 確かに議員おっしゃるとおりで、人がいない、鍵が開いていないといった場合には、やはり救急を要するものでありますから、その辺は、設置箇所が書いてありますので、その位置がわかった時点で、やっぱり大事な命を助けるということであれば、施錠していますけれども、ガラスであればそこをやむを得ず開けてというか壊して取るということも、それは必要かと思えます。救急の場合ですので、その辺は考えていただいてよろしいかと思えます。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） わかりました。

次に、保守点検の件で、1点だけお伺いをします。金額等、明確に答えていただきまして、すごくわかりました。機械の中の自動判断機能ついていて、保守点検の内容も把握いたしました。

1点、電極パッドの件でお伺いさせていただきます。

電極パッドは、たしか今は成人用と小児用と2種類あります。小児用の場合は6歳以下、基本的に6歳以下という形で使用してくださいという指導のもとにあると思うんですけども、那珂川町の保育園と幼稚園の中に今、設置されているというお話がありましたが、小児用パッドの対応は間違いなくされていると思うんですけども、その辺をお伺いをいたします。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 今回のこの機種なんですけれども、パッドは成人と小児と同じパッドを利用しております。その本体に特徴がありまして、モードを切り替える、成人用と小児用というので、その切り替えによって流れる電流が変わります。でありますので、パッドは同じものを使用しております。それがこのカルジオライフの特徴になっております。同じパッドでございます。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） わかりました。機種自体の切り替えで電流が変わるということで、わかりました、ありがとうございます。

4項目めの町職員、教職員のAEDの救命救急の講習の件で、先ほど詳細にご説明をいただきましてありがとうございます。

ただ、教職員と町職員全員がまだ受けている状態ではないと、徐々に受けるという形になっておりましたが、これ早急に、教職員、町職員の方に受けていただきたいと思います。

実は私も先月、再講習という形で、審判部に所属させていただいているんですけども、子供たちを指導したりする部分もありますので受けてまいりました。消防士の話では、3年に1度の目安で講習会を受けていただければすごく助かりますということで、すごく勉強になりました。

学校においても、平成20年度以降、中学校——小学校は対象になっていないと思うんですが——中学校の学習指導要綱に心停止状態時のAEDの必要性が記載されていると思うんです。文部科学省の学校推進事業としても、教職員に対する心肺蘇生法実技講習会の実施の推進という形でもされていると思うので、早急に全職員、そして町職員の方の早急な講習状態を求めたいと思いますけれども、年に1度、多分回覧とかそういうのを回すのではなくて、講習をできるタイミングがあったら、先ほど1人からも講習できるという形なので、全員私は受けていただきたいと思うんですけども、早急に。その辺どのように考えておりますか、お答えいただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 先ほども申しましたが、各設置している施設のほうでも講習会のほうは毎年やっていただいているところですけども、町主催の講習会も継続して実施をしてみたいと思っておりますので、そのときにPRをして、皆さんに参加を呼びかけていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） わかりました。ぜひ早急に、住民の安全のためにも受講のほうをお願いしたいと思います。

それでは、3項目めの質問に入りたいと思います。

住民から町に対する意見等の対応について、お伺いをいたします。

行政事務において、住民サービスの向上は、住民の意見を町政に反映させることが重要であることから、次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、町への意見や相談、要望、苦情の状況についてお伺いをいたします。

2点目は、住民からの多様な意見や苦情が寄せられているとは思いますが、各職員は、住民から意見や苦情に対して、行政事務としてどのように対応をしているのかをお伺いいたし

ます。

3点目は、住民から職員に対してさまざまな意見などがあると思いますが、職員に関する意見や苦情などの取り扱いについて、どのように対応しているのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 住民から町に対する意見等の対応についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、意見や相談、要望、苦情の状況についてですが、那珂川町町民の方に限らず、那珂川町に観光等で来町された町内外のお客様から意見、要望、その他苦情なども寄せられております。件数につきましては、それぞれの窓口において対応しているものや総務課に直接あるものなど、さまざまな対応であるため集計はしておりませんが、役場に来庁されるほか、電話や手紙、電子メールによるものもあります。町のホームページにもご意見をお伺いするという部分がありますので、そういうのを通じてというのもございます。

次に、2点目、職員は住民からの意見や苦情などに対してどのように対応しているかについてですが、意見や要望は、担当課において検証、検討するとともに、早急に対応可能な案件につきましては対応後にご連絡者に報告し、また予算が伴うものや時間を要するものなど早急な対応が困難であるものについては、その旨をお伝えしているところです。

なお苦情についても同様に対応させていただいております。また、必要に応じて、各課において要望、苦情等の処理状況報告書を作成し、処理内容を記録をしているところです。

次に、3点目、職員に関する意見や苦情の取り扱いについてですが、直接担当課にあるものについては、担当課の課長において対処をしているところです。総務課に申し出があったものについては、職員個人に対するもの場合は所属課長に指示を出しております。また、職員全体に対するものについては朝礼、庁議等の際に全体的に指示を行ったり、庁内の電子掲示板により全職員に周知するなど、職員全体で共通認識を図っているところです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 1点目の報告状況について、1点だけ再質問いたします。

各職員が、いろいろな要求が来た場合に、各職員の判断でその場で対応して解決をする場合もあると思うんです。そのような簡易的という言い方、これ正しいかどうかわかりません

が、その場で対応した場合も、これは各上司に報告するというようなマニュアル制度にはなっているのでしょうか。それとも、各職員が対応した場合には、これは報告しなくていいと。各職員が対応した場合の報告、全て報告する、そういうマニュアルのもとで各職員は対応されているのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） マニュアルというものはございませんが、服務規程の中で、対応した場合には必要に応じて上司に報告するというような内容になっております。その苦情、それから要望の内容が大小でありますので、それぞれに応じて担当者、もしくは係長において報告すべきものかどうか判断をした上で報告をしているところです。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） わかりました、ありがとうございます。

さまざまな意見の対応があると思いますので、ご苦勞はされると思うんですけれども、住民向上のサービスにつながると思いますので、適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、（2）の各職員、住民からの意見、苦情、要望などに対しての行政事務に関して、1点だけ再質問させていただきます。

意見、要望等が寄せられた場合に、庁舎内統一の記録用紙等を作成し、そういう庁内統一の記録用紙がまずあるのか。そして、上司に報告などをするようなシステムがあるのかということに対して、先ほどシステムはあるということをお聞きしたんですが、庁舎内の統一した記録紙のもとに報告をされているのか、ちょっとその辺をお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、重要な案件につきましてはそのような処理法に基づいて報告を上げているところです。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 次、3番目、職員に関する意見、これ最後の質問になります。

これは、今、八溝山周辺地域定住自立圏が2市6町で結ばれていると思うんですけれども、その中で人材育成という項目があると思うんです。職員の相互人事交流の実施、その中には、自治体同士が意見や苦情などの事例を共有することで、類似の意見や対応を防ぐ効果が期待できると思うんですけれども、住民サービスの向上にもつながるとは思うんですが、この人

事交流の中に、このような例えば意見とか苦情などの横の連携をとりまして、類似のクレーム等があった場合に、同じ対応のもとで未然に防ぐことができると思うんですけども、このような取り組みはこの中には入っているんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 定住自立圏構想の協定の中の職員の対応の項目の中には、職員の資質の向上という項目も含まれております。適時に、随時になりますけれども、職員の研修も行なっておりますので、その中でそういうクレーム対応研修というのを取り入れられればなと思っておりますが、現在でも那須南塩谷ブロックという職員の研修会があるんですが、そちらでもその職員のクレーム対応研修というのを実施しておりますので、それ以上に必要な場合には、定住圏の中でも実施できるように検討していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） それでは、最後の項目の質問に入らせていただきたいと思います。

町の特産品のPR活動についてお伺いをいたします。

町の特産品のPR活動は、町内の特産品生産者の収入をふやし、また雇用の増加も期待できることであります。そのためには、特産品の情報発信に力を入れていく必要があると思います。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、町が現在行なっているPR活動についてお伺いをいたします。

2点目は、町ホームページの認定ブランド商品が今、載っていると思うんですけども、そこに写真を掲載したほうがPR効果は高いと思いますけれども、町はどのように考えているかお伺いをいたします。

3点目は、現在建設中の新庁舎に、認定ブランド商品の展示PRコーナーを設置してはどうかと考えておりますが、それについてお伺いをいたします。

4点目は、今後、PR活動をどのように進めていくのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 町特産品のPR活動についてのご質問にお答えをいたします。

町特産品については、議員ご指摘のとおり、生産者収入増や雇用機会の拡大を図るため、今後とも積極的にPRを行い、ブランド力の向上に努めていく必要があると考えております。

まず、3点目、新庁舎内の展示コーナー設置についてですが、ご提案のとおり、新庁舎の限られたスペースの中ではありますが、認定商品等を展示する方向で検討しております。

次に、4点目、今後のPR活動についてですが、今後も登録品目、店舗をふやすとともに、県外へもPRしていきたいと考えております。

具体的に申しますと、東京ソラマチ内のとちまるショップや、観光交流都市である豊島区とも連携して広くPRをしていきたいと考えております。また、県内外を問わず、先進的に事業を展開している自治体への調査等を行い、よりよいものに進化させていきたいと考えております。

その他の質問については担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） ご質問の1点目、町が現在行なっているPR活動についてですが、町で作成いたしましたPR冊子であります那珂川町ブランドを町観光センターやブランド品の認定を受けた店舗に配置をさせていただきまして、各種イベント等でも配布し、町ホームページなどでも広くPRをさせていただいております。さらに、北関東を中心といたします足利銀行、群馬銀行、常陽銀行にブランド冊子合計6,000部程度を送付いたしまして、窓口への設置をお願いしております。

また、那珂川町ブランドスタンプラリーを実施いたしまして、登録店舗中4店舗でブランド商品を購入し、スタンプを集めると、抽せんで記念品をプレゼントする事業も展開しております。ブランド認定を受けることで商品に1段上のプレミアム感を持たせ、消費者の購入時の目安として購買意欲を少しでも向上させていると考えております。

次に、2点目、町ホームページの認定ブランド商品の写真掲載についてですが、ご指摘のとおり、写真を掲載したほうがPR効果は高いことから、早速、議員さんご指摘のとおり、ホームページのほうに掲載をさせていただきました。

以上であります。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） PR活動の内容について、詳細に今、答弁いただきましてありがとうございます。銀行等への配布、スタンプラリー等の実施、さまざまに活動されているということでもあります。今後とも、そうした実施を続けていっていただきたいと思っております。

また、2点目に関しまして、これ早急な対応をしていただきまして、本当に職員の迅速な

対応に感謝しております。今回の一般質問の件で打ち合わせをさせて、資料等とかでお伺いをさせていただいたときに提案させていただきましたので、先日、再確認でホームページを見ましたところ載っていましたが、職員、本当にフットワークのよさに、すばらしいと思います。この場をかりて本当に感謝申し上げたいと思います。

また、3点目、先ほど町長が答弁をしていただきましたように、認定ブランド品、新庁舎内の展示設置、これ何点かやられている庁舎もあるんですね。入り口あたり、図面なんか見た場合、入り口あたりに今、食堂なんかでやっているろうでつくるような形、そういう形をやった場合にすごく人気があるので、前向きな検討ということで今、町長からお話がありましたので、これは実施していただけたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、今後のPR活動の件で、いろいろなPR活動をされていると思います。やはり、他の自治体と同じPR活動も必要だとは思いますが、目を引くような斬新な企画展など開催してはいかがかと思ひます。例えば広重美術館というすばらしいのが那珂川町にあると思ひますので、いろいろなコラボをされて。

現代社会なんかは、お客さんが来た場合に、逆にお客さんがPRをしてくれる時代なんです。フェイスブックなどで写真をアップして、そこからまたお客さんを呼ぶという形になるので、最初に仕掛けをすると後はもう歯車のようになると思ひますけれども、そういう斬新な企画をぜひやっていきたいと思ひますが、そういう企画に関して、これは定期的に企画なんかは提案、例えば庁舎内で、商工観光課でやられていると思ひますけれども、いろいろな企画の提案というのは、これは庁舎内、職員なんかのそういう提案制度みたいので受けているというのはちらっと聞いたんですけれども、これ実際に実施されているんでしょうか。ちよつとお伺ひいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 提案制度は、現在でも引き続き継続して実施しているところですが、まだこのPRに関しての提案はございません。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） PR活動というのは、町のこのすばらしい、人口増にもつながりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の4項目に対する質問に対して、執行部側から検討及び実行しました、早期の実行に検討するというので、私なりに納得のいく答弁をいただきましたので、

今回の一般質問につきましては、以上をもちまして終わりにしたいと思います。よろしくお  
願いします。ありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

先ほどの鈴木君の質問に対する補足の答弁がありますので、お願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 先ほどの鈴木議員のAEDの設置箇所についてでございますが、こちらで確認をしまして、大変申しわけございませんでした。町のホームページのほうをちょっと訂正をさせていただくということで、19番の小川放課後児童クラブというのが表記されておりましたが、そちらには設置はされておらず、小川小学校と共有して使  
っていただくということになっております。ですので、早急にホームページのほうは訂正を  
させていただきたいと思っておりますので、27カ所28台ということでご認識いただければと思  
います。よろしくお願いたします。

○議長（塚田秀知君） 鈴木議員、わかりましたか。

○1番（鈴木 繁君） はい、わかりました。

---

◇ 大 森 富 夫 君

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問を許可いたします。

大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 5番、大森富雄です。



質問通告に基づきまして、一般質問を行います。

今回の一般質問から質問形式を、これまでの最初に総括質問を行い、答弁を得てから一問一答に移る併用方式から、一問一答だけで行う方式に変更されました。時間の制約もあります。可能な限り短時間で理解できる明瞭な答弁をお願いいたします。納得いかない、不明瞭な部分につきましては再質問を行います。

今回、私はまちづくり会社について、認定こども園について、ゆりがねの湯についての3項目について通告をしております。

少子・高齢化が依然として好転せず、人口減少が進行していくことが今後も予想されます。また、国際情勢や国・県の政治方針が、町や町民生活に陰に陽に影響してくることは言うまでもありません。だからこそ、町民生活に最も身近な町政が、町民にとって住みよいまちづくりを進めることを意識して取り組むことが求められていると思います。そのような意味におきまして、今後の町民生活と福祉の増進等にとってよりよいものとなる答弁を期待するものであります。

まず、まちづくり会社について伺います。

まちづくりは、各種の振興計画をもとに、町が主体性を持って意識的に取り組んでいくものだとは思います。今般の民間主導のまちづくり会社は、町長が言明しておりますように、まちづくりの切り札となるものだとしており、相当な意気込みを持っていると感じております。町の各種のまちづくり計画とどのように融和と協調がなされて展開されていくのか、町民の皆さんも相応の関心を持って見ておられるのではないかと感じております。

そこで、まちづくり会社、まずこの始動を始めた那珂川町の第2次総合振興計画の中で、どのような位置づけがなされているのか伺います。

○議長（塚田秀知君） 休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時27分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） まず、第1点、まちづくり会社について伺います。

1項目の1番ですけれども、まちづくり会社は、この始動を始めました那珂川町の第2次総合振興計画の中で、どのような位置づけがなされているのかということでもあります。

2点目は、いわば母体となっておりますこのなかがわ元気プロジェクトの、これは条例、規則、そういったものもしっかりしたのありますけれども、具体的に連携ということはどういうふうになっているかということでもあります。

3点目は、あえて民間主導としておりますけれども、そのようなことが果たしてまちづくりというこの名称が先行しておりますので、果たして可能なかどうかということでもあります。その理由を伺っておきたいというふうに思います。

4点目でありますけれども、出資金は1,500万円としております。そのうち、町は400万円を出資します。なお、設立後の株式を非公開とした理由、この点ではどういうことなのか伺っておきます。そういう意味では発起人だけでまず独占するということになってきます。まちづくりとはそういう点では逆行するものになるのではないかというふうに思いますので、伺っておきたいというふうに思います。

5点目は、町のホームページでは、創生なかがわのスタッフを募集しております。ここにありますが、スタッフを募集しております。会社の所在地や従業員等、こういうものははっきりさせていくことになるわけですが、現状ではどういうふうに決められているのか伺っておきたいというふうに思います。

以上、1点目伺います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） まちづくり会社についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、那珂川町第2次総合振興計画での位置づけについてですが、第2次那珂川町総合振興計画のまちづくりの3大プロジェクトにある雇用の創出推進プロジェクト及び新しい人の流れを創出推進プロジェクトの取り組みの一つと考えております。

また、昨年度策定いたしました那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、那珂川町地域創生活活性化推進事業として戦略の一つとして位置づけしております。

次に、2点目、なかがわ元気プロジェクト連絡協議会との連携についてですが、なかがわ元気プロジェクト連絡協議会は、平成25年度の発足から、町の地域振興を図るため地域の課題解決に向け取り組み、地域資源を生かした産業の創造や町のイメージアップについて協議

し、実践活動を推進してきたところであります。その中で、今後の町の地域振興の具体策の一つとしてまちづくり会社を設立し、民間主導による那珂川町地域創生活活性化推進事業を展開するというものです。

今後についても、なかがわ元気プロジェクト連絡協議会と創生なかがわ株式会社が連携を図り、地域振興策について協議し、実証試験などの実践活動を推進いたします。例えば6次産業化ブランド化推進部会が取り組んでいる農産物の加工、商品化が、協調体制のもと事業展開がなされるものです。

次に、3点目、民間主導とした理由についてですが、全国には、各市町村など主たる出資により設立された官主導の会社で、経営状況がよくない会社が少なくない状況もあり、民間主導にすることにより、民間活力で民間のみでできることは民間に委ねるとともに、民間のノウハウやスピード感などにより、適時に適切な事業展開がなされるものです。

次に、4点目、出資金1,500万円とし、株式の非公開についてですが、会社設立時には、会社の目的を十分理解している団体、企業等が発起人となり、発行株式を引き受けることとなりますが、将来的には取締役会が指名する団体、企業に加え、何年かの実績をもとに、地域貢献、取引関係、配当の可能性等を判断の上、地域の企業、住民の皆さんより広く出資を募り、地域で支える法人を目指すこととしております。

このようなことから、町民や関係団体以外の会社経営にふさわしくないものに株式が移転するのを防ぐため、全ての株式に譲渡制限のある会社、いわゆる公開会社でない会社としたものです。

次に、5点目、本社の所在地、従業員等についてですが、所在地は当面の間、那珂川町馬頭の森林と緑の展示館としていましたが、南那須地区広域行政事務組合が所有する那珂川町健武の旧消防馬頭分署の庁舎等が、事務所の広さ等についてより最適と考えられることから、現在、調整しているところであります。

また、従業員について、設立計画では事務担当2名、管理担当1名の計3名を予定しており、現在、町ホームページ及びハローワークにおいて求人募集をしております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 再質問いたします。

この会社目的について伺います。

当初設立案の時点では12あった項目が、現在11項目になっています。つまり、環境事業の提供及び環境保全にかかわる調査研究、コンサルタント等の項目が削除されております。この点では、当初案の段階から非常に懸念が持たれてきた項目であります。それは、設立発起人の中にこういった事業に関する方が含まれており、はっきり言えば、その環境の問題、町にとりましては大きな問題となっております処分場の問題、そこの管理運営をするような、こういう当初案も懸念されていたということがありまして、その項目が非常に引っかかってきたものであります。

そういう点では、私も誤解を招くようなものは削除されてしかるべきだということで、当然なことだというふうに思っています。その点では、私は12項目が11項目になったという点ではよいと思いますけれども、執行部としては、400万円の出資をする以上、そういう点でもしっかりと説明をしておく必要があるかと思えます。その点を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君に申し上げます。

今の質問は、この質問書に載ったやつの中のあれになるのか……。

○5番（大森富夫君） これは会社自体の質問項目。

○議長（塚田秀知君） 何番の項目になるのか。

○5番（大森富夫君） もう大きな項目の中に入っているわけですよ。まちづくり会社について伺っているわけですから、会社目的について伺っているんですから。12項目が……

○議長（塚田秀知君） ちょっと休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時40分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

ただいまの大森富夫君の質問は通告外ですので、執行部の答弁は必要ありません。

5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 私、会社の目的は質問項目に上げた町づくり会社の中の1つなので、この会社に関係するものについては、相当答えていただけるかというふうに主観的に思って

いたものですら、再質問を行いました。議長のお言葉のとおり受けとめておきたいというふうに思います。

再質問につきましては、そういうことで会社の目的とか、業務内容等について伺おうと思ったのもですから、再質問になりませんので、また改めて再項目に上げた形で、答弁いただけるような形にしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、この町のあるいは町民が元気の出るような、特に町民におきましては、雇用の増進など元気が出るような取り組み、そういうことでアクションを起こしていくことが、今日の状況においては本当に必要になっているのではないかというふうに思います。

官主導であれ、民間主導であれ行動を起こしていくということが非常に重要な時期になっているというふうに思います。

この町づくり会社、民間主導ということですね。町としては400万円の出資金におさめているようございます、現時点ではですね。今度進め方におきましては、どんな運営がされていくか、あるいは成功するか、危ういものになっていくか、これは取り組みいかんでありますけれども、出資金についてもこれにとどまるのかどうかというものも、今後のことに係ってくるとは思いますが、いずれにしても、先ほど申しましたような形でぜひ成功するようなことを期待していきたいというふうに思います。

では、2点目に移ります。認定こども園について伺います。さきの全員協議会におきましては認定こども園の概要、説明及び今議会に上程されるこれに関する条例制定につきましても説明がありました。当然、そのことを踏まえての質問になります。ただし、一般質問の締め切りが8月22日でありました。全員協議会は8月29日であります。そういうことで多少のずれがありますけれども、よりよい子育て環境づくり、保護者はもちろん、町民の皆さんの関心事の1つでもありますので、丁寧な答弁をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

幼保一元化は久しく叫ばれてきました。同じ子供でもありながら、一方は文部科学省管轄の幼稚園、一方は厚生労働省管轄の保育園に分かれて施設入所条件や、保育内容等が相違しているということにつきましては改善することが求められてきたわけでありまして。認定こども園は保護者等のさまざまな願いに応えることができるのかと。私はまだまだ経過措置のような気がしてなりません。今後さらに子育て環境をよくする取り組みがなされていくことになろうかと思えます。

まず、第一番目の質問は、これが条例制定されれば、那珂川町認定こども園は国のこの制

度創設から10年が経過してからできるということになるわけでありましてけれども、それでも栃木県下では初めてで、町内のこの幼稚園と保育園が全て認定こども園ということになります。法整備から10年が経過した。経過しなければ、認定こども園ができないような状態になってきたと。このような遅くなった理由、これはどういうことなのか。これまで認定こども園というのはそういうことで全国でもつくろうか、つくるまいかと悩み続けてやっぱりつくらないと、それは財政問題とか、非常にその施設をつくる市町村によって大きくかかってくるという、そういうことで結局つくらないところが多くて、この町におきましても10年間も法整備成されたのにもかかわらずつくられてこなかったというこういう現実であります。この点では、どういうふうに整理されているのか伺っておきたいというふうに思います。

2点目は、町内の幼稚園及び保育園6園が廃止されて、認定こども園になっていくわけでありましてけれども、子供を持つ保護者を初め関係者にとっては大変なことであります。これは保育所が廃止されると、各所が廃止されるということ1つ見てもわかるわけです。とりわけこの入園希望者のそういう点では、今後どういうことになっていくんだらうかということですが、希望者のこの不安というものは大きいものがあるかと思うんです。そういうことでは、入園希望者への周知というものは大切にならうかと思えます。地域におきましては、今までこの近くの保育所に入所させていた保護者にとりましては、この通所負担がまず、重くなります。さまざまな状況に置かれている入所希望者に納得のいくような周知というものをどのようにして進めていくのか伺っておきたいというふうに思います。

3点目は、利用者負担額は全て、応能負担額となるとされております。1号認定は上限が撤廃されます。つまり8,000円の現在の幼稚園入園者の多くは、大幅な入園料の値上げがなされるということが予想されます。値上げを抑える暫定措置をとるべきと思えますけれども、この対応について伺います。

4点目は、低所得者が入園できないようなことにならないように、制度上減免制度を整備しておくことが必要と思えますけれども、このことはどのように検討されているのか伺っておきたいというふうに思います。

以上、4点伺います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 認定こども園についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、制度創設から10年経過して実施することについてですが、これまでの制度の変遷と町での検討の経緯から説明いたします。

認定こども園は、平成18年10月に施行された就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法により法的に位置づけられました。町では平成19年度に策定した第一次の保育所等再編整備計画の中で、認定こども園整備については法律の目的となる需要の多様化が現時点では見られないことから今後、段階的に検討していくこととしました。

その後、平成22年度に計画の見直しが行われ、認定こども園についても再度検討が行われましたが、文部科学省と厚生労働省の所管が混在するという複雑な制度の中、町としてよりよい教育・保育を提供することは困難であるとの考えから実施を見送ってまいりました。全国的に見ても、認定こども園の数が伸び悩んだことから参入しにくい制度であったことが推察されます。

その後、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子供・子育て支援の充実を図るという理念のもと、幼保連携型認定こども園を推進する政府の方針が明確化され、平成24年に子ども・子育て支援法が成立、あわせて認定こども園法の大規模な改正が行われ、平成27年度から施行されました。

町では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に那珂川町子ども・子育て支援プランを策定し、このプランに沿って支援制度による認定こども園の整備についても新たに検討を進め、平成27年度に策定した第2次那珂川町保育所等再編整備計画において、少子化の進行、多様化する保育ニーズ、施設の老朽化、行財政改革などさまざまな課題に対応するため幼保連携型認定こども園を整備する方針を盛り込みました。現在は、再編整備計画に基づき、平成29年4月の開園を目指し整備を進めている現状にあります。

したがって、議員ご質問のように、制度設立より10年も遅れたということではなく、子ども・子育て制度が大きく転換したことにより、新しい制度のもとで新たに検討した結果として、認定こども園による再編整備を決定したということでもあります。

次に、2点目、入園希望者の周知についてですが、入園申し込みについては従来の保育園、幼稚園の入園申し込みと同じく、10月中旬から1カ月程度の期間に受け付ける予定であります。入園希望者への周知につきましても、これに合わせて町広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて実施する予定であります。また、在園児の保護者につきましては、別途説明会を開催する予定であります。

次に、3点目、幼稚園入園者の負担増についてですが、現在町立幼稚園を利用している1号認定のこどもの保育料については、子ども・子育て支援新制度の施行により、平成27年度

から新しい基準表が適用されているものの、急激な保育料の上昇を抑制するため、従来の保育料8,000円を上限とする経過措置を適用しております。認定こども園開設後は、幼少期から、教育、保育の充実が図られるとともに、既に基準表どおり適用している2号認定のこどもに係る保育料との均衡を保つため、この経過措置は終了する方向で調整しているところがあります。経過措置の終了に伴い高所得者には結果的に負担増となりますが、周辺市町含め制度的には既に、応能負担方式になっており、対象者には新制度施行当初から本来の保育料も合わせて通知しているところから、ご理解はいただいているものと考えております。

次に、4点目、減免制度についてですが、今年度より県の制度拡充に合わせて保育園・幼稚園ともに第3子以降の保育料を免除しており、今後も継続して実施していく予定であります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 私、1番目の質問と同じで、大きく項目を上げているから、それに関する質問ならば、細目掲げなくても、細目に関連するような形で答弁がいただけるようなと思って、認定こども園のほうにつきましてもそのような考え方で持って、再質問について考えてきたわけなんですけれども、お答えいただけないということではいたし方ないんでありますけれども、一応、その関連づけたような形であまりしつこくは聞きません、伺いませんから答弁できるようなものに伺っていきたいというふうに思います。

この2番目の点で、認定こども園になることを触れております。つまり、6園が3園に縮小されるわけですね、施設としては。しかし、定員はふえていくということは進められるわけでありまして。そういう点で、現在の366人の定員が、480人として114人の大幅な定員増になるということが示されたわけですね。そういうことで、少子化が進行していく中で、果たして、そのようなことが施設規模等を鑑みても増設しているようなことを取り組んでいるわけなんですけれども、そういうその現状に合っているようなことで進めているのかなと非常に疑問が持たれるわけです。

その点、その定員設定という点で答弁いただければ、このようなことになるのか、なぜこのようになるのか伺っておきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。

質問書に載っていません。



休憩いたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午前 11 時 59 分

○議長（塚田秀知君） では、再開いたします。

大森富夫君の質問は通告外ですので、執行部の答弁は必要ありません。

5 番、大森富夫君。

〔5 番 大森富夫君登壇〕

○5 番（大森富夫君） なかなか再質問となりますと、細目に上げたような形で、明確に質問するというのはなかなか難しいものですよ。関連するような形で、不明瞭な答弁ならば、そういうことに触れて再質問するということになるんですけども、それからさらに進めていくとそういうことにも、私が考えてきた再質問の項目にも触れていくんで、触れざるを得ないということなんです。

認定こども園については新しい制度を発足して、進めていくことですから、執行部におかれましても、この入所希望者においても何かと不安があろうかと思うんです。施設と一緒に、幼稚園、保育園が一緒になっているところに通うわけですから、自分の子供あるいは付き添っている子供がどういうふうにその施設で教育なり、保育なりなされていくのかということとは非常に興味もあるし、不安もあるのではなかろうかと思います。

2 項目に触れますけれども、そういう保護者への不安や心配についてももう少し、そういう方々への払拭できるような説明を得たいと思うんですけども、答えがあればその点をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 確かに議員おっしゃるとおり、新しい制度、特にこの幼保連携型ということで、3 歳児から 5 歳児につきましてはいわゆる従来の幼稚園児と保育園児が一緒のクラスで特に、午前中過ごすというような幼児期の高度な幼児教育を行うという形での過ごし方でありますので、まだまだ不安もありましようと思います。特に在園児、いわゆる今幼稚園あるいは保育園に通っている保護者の方は不安が多いかというふうに思います。現実的には、午前中はいわゆる幼稚園の教育を行い、午後クラスを変えてそれぞれ幼稚園、

それから保育園児のもとに保育を行うというような状況になってまいります。

ただ、先進であります栃木市の西方の認定こども園の状況によりますと、適応は以外と子どものほうが早いという状況にあります。そういうような状況の中で、新たに入ってくる園児につきましては、当初からそういうふうな形態でありますので、それほど不安はなかったという状況であります。なお、在園児いわゆる今の3歳、4歳児が、4歳、5歳児になって入ってくるわけですから、その方につきましても当初は多少戸惑いはあったものの1カ月もすると、誰ちゃんは早く帰る組なんだなと、誰ちゃんは遅くなる組なんだなという形の中で、それぞれ園児そのものが認識して、お互い仲よく過ごしているというような状況にあったというふうに聞いておりますので、その不安は払拭できるのではないかなと思います。

一番はそのPRの中で、そういうふうな状況にあるということがまだまだわかりませんので、これから先ほど申し上げましたように、パンフレットあるいはケーブルテレビ、それからホームページ等で十分中身をPRをしていきたいというふうに思っておりますし、また一番不安になる在園児の方につきましては、それぞれ各幼稚園、保育園で説明会を開催し、内容を十分ご理解いただけるように周知したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） そういう心理的な面もありますけれども、実際上は経済上の問題があります。それは、4点目の減免制度に関する問題でありますけれども、誰もが入所を希望すれば、入所できるというふうにしていかなければならないと思うんです。しかし、経済上の問題が一番入所時に難問題となるということであってはならないと思います。そういう点で、今の入所についての周知、徹底の中でそういった減免制度というものもしっかりと保護者に周知、徹底をしていかなければ、今まで保育所に入所していて、そういう経済上の問題も入所なんていうことには免れるような形をとってきたということが、同様に行われねばならないというふうに思うんです。その点では、この減免制度というのは改めて条例化するというようなこの認定こども園にというこういう形になって改めて減免制度をしっかりと明記する条例制定というようなことがあるのかどうか。その点でお聞きをしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） このいわゆる保育料、正式には利用者の負担額という形がありますが、これにつきましては既に、平成27年度の新制度の施行時に定めております。議

員がご心配のその保育料等の問題で入所が難しいのではないかというご心配でありありますが、そういうふうなものを含めてこの新制度のときに既に、幼稚園につきましても生活保護あるいは町民税非課税、あるいは所得が低い方という形でそれぞれゼロ円、あるいは2,000円という形で、それは既に実施しているところでありまして、その辺につきましても、ご心配であるとは思いますがもう実施しておるという形で、費用負担につきましてもそういうふうな形で、所得に応じては費用負担ができるような形での応能制度という形に変えているというところでありまして。

先ほどご説明いたしました減免制度というのは、それ以外で第3子ということで、やはりいわゆる全体的な中で、多子の方につきましても負担が多いということで、改めて減免をするという形で、これも既に制度化されておりますが、さらに充実したもので、県の助成制度が全面的に第3子ということで免除ということになりましたので、それも改めて実施を、ことしからです、引き続き実施をしているところでありまして。

さらに、減免制度ではありませんが、その前の段階、既に制度的に第2子の半額等につきましても、これは軽減ということでそのようになっておりますし、また、ひとり親というような状況では、これまた別個にさらに軽減制度として、額が少なくなっているというような状況にありますので、そういうような形での額の充実というものに関しては既に、実施しているというところでありまして。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） その認定こども園につきましても、非常にこれから詰めていくべきものがいろいろとあります。今回、その細目に当てていない詰めた形で聞くということにならないことが非常に残念なことなんですけれども、先ほどの定員のこととか、通園の問題、あるいはバスが出されていたところがどうなるのか、そういうその通園をしやすくするような点でどういうことを考えているのかとか、いろいろ出てきます。これは後に譲りまして、改めて今後、来年動き出した時点でまた答弁願いたいというふうに思います。

3点目のゆりがねの湯につきましても伺います。

町営温泉を掘削するということは、また運営するということは何よりも財政問題、そして、周辺温泉事業者との融和と協調と、町民の理解など乗り越えなければならないということが、そういったいろいろな問題がありました。旧馬頭町の歴代町長及び議会と多くの町民は、周

辺にはまだ直営の市町温泉が少なかったということもありまして、その実現につきましては多いに誇らしく思ったものであります。町民の保養と健康のためにこの期間大いに役立ってきました。

並立している定住センターにおきましては、地元小口地区住民で組織する農事組合が運営をしてきました。小口地区住民の働く場所と一定の収入確保に役立ってきたわけでありまして。そういうことは間違いありませんでした。ところが、農業振興事務所の私の言葉にすれば、変な指導で農事組合から有限会社に変更しろ、変更しろと言って、強要されたようなもので変更して、有限会社も今日にはなくなりまして、現在では指定管理者制度のもとに置かれております。しかし、どういう変遷をしてきても、町温泉の基本は町民の皆さんの保養と福祉の増進にあるということです。その指針に沿って、以下の点で伺っていきいたいというふうに思います。

1つは、指定管理者が最大限の努力を行なって、つまりこの2年半経営者や支配人が給料を1円も受け取らず、各種の経営努力をしてきても赤字運営を脱却できないでいると、こういうことは非常に異常なことだというふうに思います。これを改善して、安定した経営のために、つまりは町民の福祉・保養の増進と継続にそういうことになれば、つながっていくということになるわけですけれども、指定管理料の適切な見直し、増額ということが必要というふうに思いますけれども、この点での町長の見解を伺います。

2点目は、指定管理者は国庫補助事業などを導入して、利用者サービスの向上に努めております。先日も私は入浴に行ってきました。館内は非常に清潔です。リラックスできるソファも多数備えられております。このような住民サービスと経営努力を行なっているところで、3年経過したから指定管理者の公募を行うようなことをするということになれば、そういう経営努力に水を差すということになるのではないのでしょうか。継続再指定ということが町長のとるべき妥当な姿勢ではないかというふうに私は思うんですけれども、この点での見解を伺っておきます。

3点目は、町長はゆりがね温泉の使命は終わったというようなことを私聞いたことがあります。しかし、冒頭、私は思いますように、この町温泉の存在というものは町民の皆さんに本当にそこに行ってゆっくり休めると、そういう休養の、保養の場所でありまして、そういう温泉にひたるということにおきまして、福祉ということでの増進ということにもつなげていくことができるわけです。私はそういう町長の言明するようないうふうには思いません。ゆりがね温泉を通しまして、町民の保養と福祉の増進ということを一層進めていくのが町の

とるべき道だというふうに私は思います。

町長の考えに沿って言うならば、これを進めていけば、町にはゆりがね温泉は要らないんだよということになってきますし、温泉があっても民間に払い下げて、町の責任はないというようなこと、そういうような形をとっていくということも一方策としてとられるのではないかなというようなことも思うわけでありましてけれども、施設の払い下げというようなことも念頭にあるのかどうか。私はそういったことはしないで、町の施設としておくべきだというふうに思いますけれども、この点での町長の見解を伺っておきたいというふうに思います。

3点伺います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ゆりがねの湯についてのご質問にお答えいたします。

平成15年度の地方自治法の改正により導入された指定管理者制度につきましては、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営に関し、民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズを的確に対応するとともに、サービスの向上と管理経費の縮減を図ることなどを目的としているものであります。

まず、1点目、指定管理料の増額についてですが、平成26年度は年額1,050万円の指定管理料で当該施設の管理に関する基本協定を締結しましたが、その後、指定管理者との協議により210万円増額し、指定管理料を年額1,260万円とする変更年度協定の締結をいたしました。したがって、指定管理者制度を導入した主旨から、これ以上指定管理料を増額することは適当でないと考えているところであります。

次に、2点目、指定管理者の再指定についてですが、現在の指定管理者の契約期間が平成29年3月31日をもって終了することから、指定管理者につきましては改めて募集を行いたいと考えております。

次に、3点目、払い下げについてですが、ゆりがねの湯は公の施設としての機能を現在果たしているところから、現在は売り払いは考えておりません。

以上であります。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 第1点目の管理料の適切な見直し、増額という点であります。経営ができないような管理料というのは、不適切だというふうに思いますけれども、最大限経営努

力を行なっている、これ一般的なことで伺います。一般的なことですよ。管理料だけでは、運営できないというのが、当然な形で町として算定していると、それは最初から誤った算定です。それはそういう指定管理料を設定するときに最初から、労働者賃金とか、あるいは雇用保険とか、健康保険とか、その料金が計算されないでこの管理料を設定するというようなことをすれば、最初から経営は成り立たないです。そういう誤ったこの管理料を設定した上での公募ということでは最初から請負業者、一般的なことですよ、伺うわけですがけれども、無理して請け負わざるを得ないということになります。そして、それにつじつまを合わせていくことになれば、住民サービスの切り下げ、これも入浴施設のサービスというものは任せるとのことにつながらざるを得ないわけです。

そういう点では、町長、経営できるようなこの指定管理料の正確な設定ということが必要になるのではないかと思いますけれども、その指定管理料の設定、現状では増額ということが求められますけれども、一般的なこととして指定管理料のこのゆりがね温泉を維持していくために指定管理者を指名する場合においては、そういう正当な指定管理料を設定すべきではないかと思いますけれども、この点でどういう見解を持ちますか。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 私がお答えします。

最初平成26年当時、一番最初に指定管理者を募集するときに「ゆりがねの湯温泉施設指定管理業務に関する仕様書」というものをつくってございます。その中の10の中で「経理等」とございまして、指定管理者の管理料の決定ということで、アとして「指定管理料については初年度は平成22年度から平成24年度の施設の歳入歳出決算資料を参考に町が指定する上限額以内で指定管理者が提案した金額をもって年度協定で定めるものとする。また、次年度以降においては、初年度の指定管理料を基本に協議の上、年度協定により決定するものとする」ということになっておりますので、初年度は1,050万円ということでございまして、次年度以降は協議をいたしまして、210万円の増額ということで1,260万円ということで、平成27年の9月の定例会で増額をしてございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 適切な指定管理料を設定することをぜひとも求めたいというふうに思います。

2点目、公募についてであります。

利用者サービス向上の取り組みは経営努力をしているときに公募されると、町長公募するということを答弁しましたけれども、そういうことが事業者、現在では今の事業者該当するわけですけれども、現在の事業者に私とどめる質問しません、普遍的なこととして、聞いていただきたいんですけれども。そういう業者が取り組みをする、あるいは国庫補助を導入してその施設をよいものにして町民サービスを向上させる、入浴に行けば本当にここは町営及び指定管理者でいい温泉だなというふうに受けとめられるような取り組みをしているときに、公募するということは、そういう取り組みに水を差すことになるんではありませんか。

条例では、必ずしも公募するということにはなっていないと思うんです。町長が指定する法人、その他の団体に管理をさせることができるということで、町長の責任というのはこういう点では重大だというふうに思うんです。経営努力をしている、国庫補助を導入して、経営もまた施設もよくしようとしているそういう努力の最中に、現在の業者とは限りませんよ、普遍的ということでは言っているんですけれども、そういう努力をしているときに公募をされるということは、結局は現事業者を排除するということにつながっていくのではないですか。この点、町長、どういうふうに見解持ちますか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどの答弁で私、公募とはお伝えしておりません。改めて募集をする、このようにお答えをいたしております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番（大森富夫君） 町長の答弁のとおり、それが公募なんじゃないですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 改めて募集をするということは、現在やっぴらっしゃる方も応募することが当然できると、そういうことではございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番（大森富夫君） そういう点ではノウハウとか、現在やっている事業者というのは有利なことであると思うんです、そういう点です。実際の中身を知っているわけですから。改めて、経営とか、あるいは運営とかが全くの新人というのは全く新しい取り組みということになるわけで、そういう意味では不利な点ということになるかと思っておりますけれども、町長

はそういう公募という言葉使わないけれども、どういうことを言いたいんですか、それは。  
はっきり言ってください。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） どういうこと言いたいのというより、どういうこと聞きたいのとお伺いしたいようなところがございますが、仮に、改めて募集をして、その中で現在やっていらっしゃる方が応募してくれば、過去の3年間の実績、これをしっかり私ども見させていただきまして決めさせていただきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） はっきり、公募という言葉、町長何でか使いたくないのかどうかなんですけれども、いずれにしても町民の福祉の増進と雇用の場ということですね。よりよいものにしていただきたいというふうに思います。

3点、私今回質問項目に挙げました。試行の議会であるということもありまして、最初戸惑いもありましたけれども、慣れるにつれまして、さらにより質問ができ、よい答弁が得られるということを期待しまして、今回の私、大森富夫の一般質問を以上で終わります。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は13時35分といたします。

休憩 午後 零時25分

再開 午後 1時35分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

---

◇ 益子明美君

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問を許可します。

6番、益子明美さん。



〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 6番、益子明美です。

質問通告に基づき、2項目について一般質問を行います。項目は定住促進対策についてと、協働のまちづくりについてでございます。

まず、定住促進対策についてお伺いをいたします。

第2次那珂川町総合振興計画なかがわ元気ビジョンや那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても重点事業として掲げられている町への移住者を増加させる、または町に住み続けられるための事業についてお伺いします。

町は地域資源、空き家、空き店舗、空き農地などの活用促進をすることを目的に空き家バンク情報として地域資源閲覧システムを設置いたしました。手法は町によるシステムの構築と運営管理、不動産業者との連携による取り組みとされていますが、現時点までに空き家バンク情報から空き家や空き店舗等の活用成立となった件数をお伺いいたします。

次に、那珂川町の空き家バンク情報「なかがわぐらし」には、那珂川町の自然の風景や住居情報などが載っておりますが、若い人にぜひ那珂川町に住んでもらいたいという情熱に欠けているように感じます。見ていてどんどん引き込まれていく感覚にならないのは私だけでしょうか。まず情報が足りないように感じます。若い人たちが定住してもよいかどうかの判断材料となるさまざまな情報源、子育て支援情報もセットでぜひ載せるべきと考えますがいかがかお伺いいたします。

3項目め、「農ある田舎暮らし高手の里」事業は、今年度から地域おこし協力隊も事業推進に当たっていると聞きますが、その成果をお伺いいたします。他地域から移住するためには、空き家バンクで紹介されている家も、高手の里も、いきなり住んでどうだろうかという不安な気持ちになったりと決断に大きなハードルがあるように感じます。一定期間移住体験をしてもらい、那珂川町をより知ってもらい、そして田舎暮らしのためのさまざまなサポートを織りまぜたお試し居住制度を事業化してはいかがかお伺いいたします。

若者の定住促進を図るために町内に子育て世代向けの集合住宅を建築したり、町内の立地条件のよい場所に宅地を造成し分譲するという事業を計画しておりますが、実現に向けて今後どのように進行していくのかお伺いいたします。

以上、1項目めの質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 定住促進対策についてのご質問にお答えいたします。

定住促進対策は、少子・高齢化が進展する中今後まちづくりを進める上で重要な施策の一つであることから、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけ、事業を推進しております。

私からはまず5点目、子育て支援住宅整備事業や宅地造成事業の今後の計画についてですが、現在担当課において整備事業の適地について関係法令等の諸条件と照らし合わせながら調査を進めているところであります。両事業とも総合戦略に位置づけており、定住促進対策への効果が期待できることから、議会とも相談させていただきながら事業を推進してまいりたいと考えております。

その他の質問については、担当課長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） ご質問の1点目、空き家バンク情報の活用についてですが、本年8月末現在の物件の登録届件数は土地、建物合わせて24件、うち物件の調査を実施しサイトへ登録を完了したものが12件であります。登録物件12件全てが住宅であり、店舗の登録は現在のところありません。物件の購入、賃貸を希望し情報バンクへの利用者登録を行なった方が5件ありますが、現在までに契約成立に至ったものはございません。

次に2点目、子育て支援情報の提供についてですが、現在那珂川町地域資源情報バンクウェブサイト「なかがわぐらし」を公開し、空き家情報とあわせて子育て情報のほか町の魅力等について定住を検討されている方に情報を提供しております。また、町のホームページにリンクすることにより町の最新情報もあわせて提供をしております。

次に3点目、高手の里事業に対する地域おこし協力隊の事業推進成果についてですが、現在隊員からの視点から周辺の魅力、よさを掘り起こし、インターネットを中心に情報を発信しております。また、事業推進に向けて障害となるような事項について課題を調査し、今後の事業の展開について検討をしておるところでございます。

次に4点目、移住希望者に対するお試し住居制度の事業化についてですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で「農ある田舎暮らし高手の里」事業として高手の里区域内に宿泊体験をすることを目的としたモデルハウスの整備を計画いたしております。内容や規模などの詳細につきましては、定住を希望する方に対して那珂川町の魅力をアピールする効果が十分発揮できるよう地域おこし協力隊と連携し検討してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） それでは再質問をさせていただきます。

件数をお聞きしましたが、現在のところ利用者登録は5件されているけれども、成立に至っていないということですよね。物件数がとても少ないように感じます。その理由をまずお伺いしたいと思います。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 物件につきましては、町内にはたくさんの空き家等がございますが、PR不足という点があるかと思いますが、固定資産台帳の課税明細書と同時に各調査等も実施しておりますが、なかなか上がってこない現状もございます。まずはPR不足の点はあるかと思いますが、今後さらにそういった対策についても考えていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） PRをして物件として登録していただくことを待っているという状況かと思うんですけども、町長がおっしゃったようにこれはまちづくりで重要な施策の一つであると、待っているだけではなくて空き家というふうに確認された物件に関しては一件一件登録ができないのかどうかというような状況調査をすべきではないのかというふうに考えますが、そういう調査をされているのか、またはされていないんだったら、されるつもりはあるのかお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 現在町内にはたくさんの空き家がございます。そういう資産につきましては、ほとんどが町外に出た方とかという方が当然多いわけがございます。当然そういった方には固定資産税の納税通知のときに文書で差し上げておりますが、連絡を取る手段とか電話番号とかいろいろ調査する事項がたくさんございます。現在そういった状況に至っていないのが現状であります。今後はそういった取り組みについてどのような方法がいいかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） まず、物件数が少ないとやはりその空き家バンクに魅力を感じないわけですね。少ないからやっぱり選びようがない、そうするとじゃあほかのところに求めようかなというふうになってしまいます。せっかく那珂川町を検索してその「なかがわぐらし」を見てくださった方に十分な情報を提供するというのはこの空き家バンク情報にかかわっている責務だというふうに思うのですが、その辺町外へ出ている人との連絡の手段がないとかいろいろ理由があるにしても、もう少し努力をされるべきだというふうに感じています。

その辺は前向きに努力をしていただくということでとどめたいと思いますが、この空き家バンクで成立をするためのまち・ひと・しごと創生総合戦略において重要業績評価指標、K P I ということを出してますよね、これ5年間で空き家利用件数が4件、店舗利用件数が4件なんです。余りにも、私最初年間4件だったかなと思ったくらいで、5年間で4件というのは余りにも少ない目標であると思います。まずここから、年間少なくとも4件くらい登録できるような形にもっていくためにはどういうふうにしたらいいのかなというのはおのずと見えてきます。まずこの利用件数のK P I の指標を上げるという考えはないかどうか、またこのK P I の指標が4件というところはどこから試算されてきたのかまず伺います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でそれぞれの事業が策定される時点で現在の町外からの転入とかそういった状況を見まして、かなり新たな建て物を求めての転入とかっていうのは少ないものですから、そういった数とかをもとに目標値を定めております。こちらにつきましては、総合戦略の策定会議に諮りましてその目標を定めております。また、全体の計画につきましては2月の全員協議会で委員の皆様の説明をしたところでございます。少ないという考えについては、そのような状況の中で目標値を定めたものであります。

ただ、K P I につきましては、このまち・ひと・しごと創生総合戦略については毎年度P D C A のサイクルによりまして評価を行うことになっております。評価委員というのも組織をしております。今年度も既に会議を開きましたが、今年度の会議につきましては昨年度の事業実績に基づいた評価ということで、この空き家バンク制度につきましては今年度から動くということで、次年度の評価対象になるということでそちらの目標値についてもその中で評価の対象となりますので、今後その数が適当かどうかも含めて評価をいただきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） ぜひ目標をもっと上げてほしいと思います。少な過ぎると思います。5年間で4件と言ったら、1年間で1件あればいいんだなというような目標にとどまってしまわないですか。あくまでも目標、指標でありますけれども、その指標を上げていただいて努力していただくということが重要だと思いますので、その点はよくお考えいただきたいと思います。

それで（2）の子育て支援情報もセットでということで質問しましたが、ホームページ上

ではリンクすることによりいろいろ情報がわかりますということだったんですが、他市町のこういった空き家バンクの情報を見たことはございますか。本当にその暮らしがどういった暮らしをしていったらいいのかということが事細かに載せられているんです。那珂川町の「なかがわぐらし」もUターン、Iターンの代表者として小鮎さんのことがちょっと載っていますけれども、それも少ない。いろんな方が町外から町内に来て活躍している実態があるわけです。そういったこともさまざま載せてたりしていただきたいと思います。この子育て支援情報も、下のほうにいったら開くと出てくるんですけども、その一体となった「なかがわぐらし」の中に組み込まれているわけではないんです。ほかの空き家バンク情報というのはきちんとその中に組み込まれて全て網羅されているというところがありますので、その点もホームページにおいて一工夫がほしいところだと思います。なかなか面倒くさいと先に進まない、ましてや見た情報があまり有益でないとすれば次すぐほかについてしまうということがあるので、そういうことを努力していただきたいと思います。

その中で一つ、直接情報を見て、この空き家情報についてももう少し詳しく知りたいな、またはどういったことがあるのかなというふうなことを聞くための手段というのは、直接「なかがわぐらし」のホームページ上からはできないですね。それはどうしてなのでしょう。何か聞きたいことがあればすぐメールとかで受け付けますという、受付先のメールアドレスというのをその中に取り込むべきだというふうに思うんですけども、なぜそのようになっていないのかお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 情報の発信につきましては、近年はやはりインターネットによる情報発信が大変重要なものとなっていることは認識しております。現在のリンクの中での子育て支援の検索につきましても、最初のリンクだと施設が出てくるだけのようになっておまして、本当に見たい人の情報提供になっていない現状もございます。その辺につきましては庁舎が新しくなった時点でホームページもかなり作り変えなければいけないと考えておりますので、その中でよりよいホームページの構成も含めて、作り方を再度点検したいと考えております。

それからお問い合わせボックスがそのホームページ上ないということですが、現在のところはついていない状況ですので、経費の関係もございますが、簡単にできるものであれば地域おこし協力隊のこういったITに通じている方もいらっしゃると思いますので、すぐできるものであれば対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） すぐできるものはすぐ対応していただいたほうがよろしいと思うんです。実際庁舎が稼働するまでにまだ1年近くあるわけです。その間に大量の情報を求めて人が動くわけですから、できるものは早くしていただきたい、お問い合わせ先のメールアドレスというのはすぐ設置していただきたいと思います。

この定住促進のためにいろいろなところを調査してきたんですけれども、定住促進のための施策には順番があるというふうに言われているようなんです。まず5段階に分かれていて、第1段階は認知されること。とにかく那珂川町を知ってもらう、知ってもらわないことにはアクセスしてもらえない。那珂川町を知ってもらって、その知った人が第2段階でホームページなどを見て情報を知る。インターネット住民または交流人口住民というふうに言われております。そして第3段階が交流で、ここがお試し移住だったり観光だったり民泊だったりすることで、そして第4段階が2地域居住。東京に住んでいても週末は那珂川町に来るとか、そういった2つの地域を居住していく。そして最後に移住、定住というふうになっているというふうに言われています。

そこでじゃあ那珂川町はどうなんだろうというふうに考えると、那珂川町はある程度温泉トラフグだとかいろんな形で認知度は上がってきています。当然アクセスも、テレビなんかで報道されるとすごくアクセス数が上がっているはずだと思います。そういったところからして認知度というのはどのくらい上がっているというふうに感じていて、それがこの定住のための「なかがわぐらし」という空き家バンクを見ていただくという状況にどのくらいつながっているのかというのは担当課としてはどのように感じているのか伺います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 認知度を数字ではかるという形ではないと思うんですが、先ほど議員がおっしゃったとおり町として特色ある取り組みがいろいろなされております。例えばバイオマスの取り組み、あるいはトラフグ、それからホンモロコとか、いろいろな部門でテレビなりマスコミに報道されて、認知度が確かに上がっているのかと思っております。今回の空き家バンクの情報サイトにつきましても9月頭で3万4,000件ですか、多分アクセスがございます。ただ問い合わせがあったかということではないので、アクセスとりあえず認知はされたと、その次のステップ、先ほどおっしゃったような取り組みを今後強化しなければいけないということは考えておりますので、その部分について今後どういっ

た取り組みが一番いいのか含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 認知度が上がってきているというのは実際私も感じているところではありますので、そうしたらこの空き家バンク情報「なかがわぐらし」はもっともっと魅力あるものにしていかなくてはいけない、せっかく認知されてアクセスされたのにお問い合わせボックスもなければお問い合わせ件数も少ないとなってしまうたら、その事業効果というのは本当に半減してしまいますので、ぜひできるところからすぐやっていただきたいと思えます。

そして（3）なんです、「農ある田舎暮らし高手の里」の取り組みというのは、周辺の魅力を掘り起こすことをSNSで発信しているということですが、この発信に対する反応というのはどういうふうか、どんなような感じできているのか、担当課長としては認識しているのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 3点目の高手の情報発信なんです、まだ始まったばかりということで、とりあえず地域おこし協力隊のフェイスブックを立ち上げて「いいね」の形、「いいね」という反応の件数、そういったことで判断できるかと思うんですが、まだ先ほど申し上げましたように調査、検討している段階で、まだ高手の里についてうまく情報発信している状況ではございませんので、今後そういった形で町内はもとより町外、県外に発信できるような方策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 「農ある田舎暮らし高手の里」は、きのうきょうに始まった事業ではないんです。もう長年やってきていて、一時テレビにも乗せていただいて反響もあって、問い合わせもあって、現地視察も行なっている上に現状成立に至らない、なかなかそこがきちんと移住してもらえるような状況になっていないというこの要因というのは、どのように担当課としては捉えていて、その要因を外すために新しい取り組みとしてモデルハウスとかというふうか考えたのかなというふうにも思うんですけども、どの辺に成立に至らない要因というのが一番あるのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 既に2件定住されている方の聞き取り調査というか懇談会な

んかをやりますと、まず土地が自分の所有ではないということで融資がその分受けられない。それと病院、高齢者の場合病院が総合病院的なものになりますと那須南病院のほうになりますので、その距離が問題になります。

それと若い人で問い合わせがある場合はやっぱり教育、学校が今はスクールバスとかそういうもので対応はしていますが、学校が遠くなるというようなことで、そういうふうな問題を聞いております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 問題、課題を把握しているわけですよね。なかなか解決に至らない問題というものもあると思うんですけども、病院の問題なんかは地域、少し離れたところに町のお医者さんもあれば、二次救急のお医者さんもあるということ根気強く理解していただくこと、または介護関係などもいろいろ問題がないということを理解してもらえば少しは違うのかなと思うんですけども、その土地が所有ではないので融資が受けられないというところはすごく大きな問題だと思うんです。この辺をどうにか融資が受けられる、融資を受けなくて家を建てようというのは相当な難関、ハードルが高いというふうに思います。この辺を何とかできないかというような検討、または動きはされたのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 課の内部で検討しまして、農業の場合ですと農業近代化資金なんていう資金があります。その場合は町が利子を補給するような制度もありますので、その辺のところをやればというような形、あとはまた新たに町のほうの商工観光課で担当しております、中小企業振興資金的なものを預託してそのような中での融資というものが対応できるのか、そういうようなことで検討はしてまいりました。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 検討はしたけれどもそれがなかなか難しいので規則を変えられない、融資を受けられる状況にできないという理解でよろしいですか。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） そうですね。今後そういう意味も含めまして内部で検討して、もう一度庁内で検討して進めるというようなことでやっていきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 銀行とかそういった公的な金融機関では融資はなかなか難しいと思います。でも町が開発をして土地を貸して、そしてぜひ来てくださいよというふうな政策を打



ったからには、融資が受けられないというだけで来られないという方にとっては全く残念なものとしか言いようがないですね。ですから、商工観光課に関連して就業支援金も預託できるような形をぜひ前向きに検討していただいて、ぜひ融資が受けられる形にして農ある田舎暮らしを推進していただきたいと思います。

モデルハウスをつくる。先ほどの定住促進の施策のための第3段階ですね。交流をするためのお試し居住というところにも当たると思うんですが、モデルハウスをつくるとなるとすごくお金がかかると思うんです。今ある空き家バンクに登録されているそういった住宅をちょっと改修して草刈りなどして管理をよくすれば、十分お試しには使えるというふうには思います。そのほうが早いです。いつモデルハウスができるのか、そのための資金繰りがどう確保できるのかということのを待っている間に、どんどん皆さん違うところに行ってしまうということもありますので、まずはそのお試し居住として今ある登録されている、または登録されていないけれどもそれにふさわしいような住宅を見つけて、居住体験お試し居住制度として借りて、北茨城市などではそういった住居を設けて3カ月間お試し制度をしています。この制度は北茨城市はモデルとして先行してやっていたのですが、どこの地区も始めようとしているんです。ですので早くしていただかないと、ほかにお試しされちゃうのかなというふうに思います。その北茨城市では水道光熱費だけ月3万円をいただいて、家賃はただ、最長3カ月間でお試ししていただくということをやっておりますが、那珂川町もモデルハウスではなくて今ある物件でそういうことができないかどうか、それを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） まず先ほど申し上げました高手の里のモデルハウスにつきましては、これは高手の里の分譲地を完売に向けての取り組みでもありますので、それは中身を検討してモデルハウスをつくっていきたいと考えております。予算づけをしてつくっていきたいと考えております。また費用もそれにはかかるわけですが、もしそのお試しハウスに泊まった方がお求めになりたいという場合には町としてかかった経費分で売るという方法もございますので、町が経費をなるべくかけないような形で将来生かせるような形を考えていきたいと思っております。

それから現状の空き家バンクの中でのお試しハウスの体験ができる宿泊については、当然移住するに当たっては先ほど益子議員がおっしゃいました5つの段階があるように、かなり思い切った形じゃないと移住を決断してもらうためにはそれぞれの考えがあると思います。

その中で一つの方法としてお試しハウスのような利活用は有効だと思いますので、どのような方法で現在ある物件の中で可能なのか、あるいはどこか新たに改修も含めて必要なのか等も含めて全体的なところを検討させていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） お試し居住制度については、前向きに調査検討していただくということで答弁いただいたというふうに理解したいと思います。そのお試し居住をするとともに、さまざまな生活全般、就業の相談などサポートもされるべきだというふうに思うんです。益子町などでは、振興計画の中に完全にお試し移住制度とともにコンシェルジュを置くということがあります。専門家を置いて、とにかく移住してもらおうんだということに積極的に取り組んでいます。那珂川町もそういったコンシェルジュまでいなくても、この方に相談するというような窓口をきちんと設けて、先ほどのメールの件もそうですが、きちんと担当に当たっていただくべきと思いますが、それについてはいかががお考えになりますか。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 先ほどのお試しハウスも含めて、そちらの他町の状況とかも参考にしながらどういった取り組みが当町にとってよい取り組みになるかということで検討させていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） それでは定住促進の5番目の、若者の定住促進を図るための子育て世代住宅なんですけれども、ただいま適地について調査を進めていると。こちらの候補地は、集合住宅をつくる場所と宅地を造成し分譲するという場所は一体化した部分のところなのか、それぞれ候補地をどのように調査を進めているのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 子育て支援住宅につきましては、宅地造成とあわせて現在候補地の選定をしているところです。認定こども園、また小学校、中学校などへの通学のしやすさ、また周辺住宅の環境なども考慮して候補地の選定をしております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） その複数ある候補地は今は明かせられないということですか。どうしてなのかなというふうに思いますけれども、候補地の選定方法、またそういったどうしてこの候補地に決定したかということを常任委員会等に事前に説明していただければと思います。いきなり全協に出されて、ここにしましたと言うとまたいろいろ質問が飛びますの

で、ぜひ調査を進めている段階から議会の常任委員会等にも説明し、協力を求める体制をつくっていただければと思います。こちらについてはぜひ実現に向けて早急に着手していただきたいと思うのですが、5年間のまち・ひと・しごと総合戦略の中で建てるという計画になっておりますので、5年以内には建てられるという方向で、建設するという方向で捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 住宅と宅地につきましては、関係各課と協議中でありまして、候補地がある程度固まりましたら常任委員会等で説明、相談をさせていただきます。なるべく早期に対応したいと思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） それでは定住促進対策については終わりました、協働のまちづくりについての質問をしたいと思います。

町では平成22年3月に協働のまちづくり計画を策定し、町を構成する町民団体、企業、行政がお互いの立場を認め合い尊重し合いながら対等の立場で協力して町の将来を考え、まちづくりを進めることを推進してきました。新しい町振興計画では計画の見直しも考えられておりますが、町長にとっての協働のまちづくりの理念はどういったものであるのか、まずお伺いいたします。

二つ目として、地域住民と行政が協働でまちづくりを推進していくためには、町職員が積極的に地域とのかかわりを持ち、住民の意見を聞き、課題を把握することに努めることが重要なことだと考えています。さらには、地域のリーダーとして力を発揮することが職員にとっては協働のまちづくりの第一歩だというふうに思います。より地域との連携を密にするための地域職員担当制度を導入すべきと考えますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 協働のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、協働のまちづくりの理念についてですが、協働のまちづくりは自分たちの地域は自分たちでつくるという意識の中で町民一人一人が自立し、支え合い、町を構成する団体、企業、行政がそれぞれの役割を担いながら地域の課題を解決するものであると考えております。また、地域住民と行政が協働でまちづくりを推進するためには十分なコミュニケーションを図り、信頼関係を深めていくことが重要であります。その上で協働の意識改革や、

協働事業の実績を少しずつ積み重ねていながら那珂川町にあった協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に2点目、地域担当職員制度の導入についてですが、現在地域担当職員制度の導入については検討しておりません。ただし、職員の年齢構成が若年層にシフトしている中で、今後職員と地域住民が一体となってまちづくりを進めるためには、町職員が地域と深くかかわりながら地元との信頼関係を少しずつ積み上げ、築いていくことが重要であると考えております。全ての職員が地元自治会、育成会、消防団等の地域活動に積極的に参加し、地域に根付いた活動を奨励するとともに、地域住民とコミュニケーションをとりながら地域住民と意見交換を行い、よりよいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 町長の、協働のまちづくりについての理念をお伺いいたしました。自分たちの地域は自分たちでつくることが基本になり、役割を担いながらお互いに住民と職員、そして企業とかまちづくりを進める団体とか十分なコミュニケーションと信頼関係が重要であるというお答えでした。

なぜ、私がこの質問をしようかなと思ったことの一つに、今町が進めています生ごみの堆肥化事業がありますよね。モデル事業として町うちが始まることになっています。その説明会のときに、私も組長だったのでそこに行ったわけなんですけれども、どうも町がこういうことがいい事業だからぜひ推進したいんですよというところがなかなか住民に伝わらない、住民に理解できない、これはどうしてなんだろうというふうにすごく感じていました。現在参加率はどうですかとけさ推進室に聞いたら、約3割だということです。320世帯しか参加しないということになると、町の重要な施策である生ごみ堆肥化という事業が町民に全く受け入れられていない、理解されていないということの証なわけですよ。それは協働のまちづくりを進めていくことに大きな支障となっているわけです。なので町長はこういった事業を進めるに当たって住民と一緒にやっていくのにどうしてなかなかうまくいかないんだろうということ、協働のまちづくりに関してはどういうふうにお考えなんですかというふうに聞きました。十分なコミュニケーションと信頼関係が重要とおっしゃっていましたが、この生ごみ堆肥化の事業一つにとってもそこが欠けているというふうに思いますが、それについてはどうお考えになりますか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま生ごみ堆肥化の件で、住民の理解が3割くらいしか得られて

いない。以前の会合の中でも町がこれがどうしても必要だという強い町の気持ちが伝わらない、そんなご意見をお伺いしたことがあったように記憶しております。それでこの生ごみの堆肥化、この事業は当然エコで本当に重要な課題であります、その理由の一つに広域行政でのごみ処理場、焼却場の老朽化に伴う新しい焼却施設を建てなければいけない、そのためには70億とも80億とも言われる経費がかかる、これを人口減少が進む那須烏山市と那珂川町で、広域行政でその負担を持ち切れるのか、その負担を少しでも軽減するためにごみを減らして、焼却施設を少しでも小規模にして、経費を少なくしていきたい、このような思いからこの生ごみの堆肥化というのは始まったわけでございます。それを説明が足りないとすれば、今はモデル地域でございますが、だんだん町内全域に広める段階でより理解の得られるような方法を考えて担当課と相談して普及を図ってまいりたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 住民に理解を得られない、住民との信頼関係が重要であるというところからするともっと住民に寄り添った、もちろん町としてこの事業大事だ、財政面を考慮してもとても効果のある事業なんですよというところは、私たち議員は理解できるところはありますが、町民にはなかなかそれが届きにくい。それをきちんと真摯に伝えていくという役割が職員に求められていると思います。そういった職員が地域にそれぞれいらっしゃるわけです。いらっしゃる地域もいるかもしれないんですけども、役場職員は本当に町の担い手として一人一人が地域のリーダーとなって地域を支えていかなければならないというようにそういう重要なポジションにいらっしゃると思います。

そのための一つのあり方が、私は役場職員の地域担当制であるというふうに考えています。新しい総合振興計画の中で、住民参加と協働の推進は掲げられておりますが、一つ残念なことに町職員の責務というのが触れられていないと思うんです。協働のまちづくりをしていくには、町職員の責務、そして人材育成について触れられていなければいけなかったのではないかなというふうに新ためて感じます。そういった意味でも人材育成の観点からも、この地域担当制というのは住民の本当に気持ちをくみ上げる、そして住民にとってのよりよいまちづくりをどういうふうに構築していこうというふうな考え方に立って成長していける職員になるということも考えられますので、そういった観点からもう一度地域担当制というのを考えていただきたいと思いますが、町長はいかがお考えになりますか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどの答弁の中でお答えしました、職員に対しましては各地域で若

い人も中心的な役割を担っていただいております。消防団活動であったり、地域の活動には積極的に参加しなさい、これは町長あるいは課長からも指示をされております。そのような中で地域での例えば農地水環境保全事業であるとかそういうところには事務局としてかかわる、あるいは土地改良区があればその事務局としてかかわる、それから行政区の中でも一般の方と同じように班長さんであったりいろんな役職も受ける、そういう形で役場を離れたら一人の地域の住民として活動するように職員には申し伝えてあります。

それと各地域に、那珂川町においてですが、行政区長さん、班長さんを初め行政区の活動、組織がしっかりしておりまして、この地域担当職員制度につきましては、町がやるよと言う前に行政区さんに相談をかけて本当に必要なのか、あるいはこういうところがよければ先進地へ行って情報収集、あるいは見てこようというようなお話が行政区のほうからあればまたこれについても考えてまいりたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 町長が言っているのはそのとおりなんです。それをきちんとルール化して条例化、要綱として決めていくのがその地域担当職員制度だというふうに思うんです。言葉で言っているからやっているだろうではなくて、きちんと明文化していただくべきだというふうに思います。

先ほど町長が地域の状況にあわせて全ての職員がいろんな行事に参加していくことを奨励するというふうにおっしゃっていましたので、ぜひその職員の責務とそういった役割をこれから自治基本条例をつくられると思います、その中で明確にしていくお考えがありますか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 検討させていただきます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 検討するというよりも、これは本当に入れなくてはいけないことですよ。町長みずからそれはもうリーダーシップを発揮してやっていくんだと、職員は町の鏡なんだと、地域のリーダーなんだと、その責務を明確にすることが地域住民に対する本当に証なんだというふうにしていただきたいと思います。

今回久しぶりに矢祭と益子町に行きました。矢祭は皆さんご存じのとおりもう自治基本条例の中の6条で、町執行部及び職員は町民の信託に応え、町民の奉仕者であることを肝に銘じ、事務事業の執行に務めるということを条例に入れてあります。益子町も平成18年から自治会担当職員制度を設け、今度の新しい振興計画に関しては全71自治会のうち61自治会で説

明会を行なったそうです。すごい数ですよ。今回9月20日から町も行政懇談会をするそうですが、議会はまだ知らされていなかったのでもっと驚きましたけれども、その行政懇談会、町民の意見を聞く貴重な機会です。協働のまちづくりの基本になるところだと思っています。町うちは多分健康管理センターでやるというふうになっていたのでも、4行政区一緒なのかなというふうに思いますけれども、せめてこの機会ですから昔で言う大字とか自治会ごとにやって、行政区単位で一つ一つの行政区単位でやっていくというような考え方はないのかお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 一つ一つの行政区と言いますと40数カ所になってしまいます。期間的に無理があるということで、今回お示した15カ所ということにさせていただきます。先ほど益子議員からお話がありました地域担当職員制度というのでも、先進自治体等で聞きかじりのお話を伺いますと旧小学校区域とかそういうところに一つの単位として設けているとかそういうお話も伺っておりますので、そのようなことも参考にさせていただいて、これから庁内で検討させていただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 15カ所というのはやはりどう考えても、益子町の61カ所を聞いてきてしまったので、私としては納得のいかないところです。町民に、ましてやこの生ごみ堆肥化の事業計画についても理解を得られていないということもあります。もっと小さな単位、小さな単位であればあるほど人は集まりますし、足を向けようというふうに町民も思います。その辺をしっかりと考慮していただいて、ぜひ協働のまちづくりをきちんと進めていただければと思います。

最後に一つ、関連というふうになってしまうのかもしれないんですけども、益子町に行ったら、職員に対する住民満足度調査を行うそうなんです。重要業績評価指標KPIは平成32年度で80%を目指す。職員に対する住民満足度調査ですよ。そういったものをきちんと行なって町民のための仕事をしているかということを目で見る数値化をしていく、80%も出てきたら立派に仕事をしていますよと胸を張れるではありませんか。ぜひこういった調査もありますので、参考にさせていただきたいと思っておりますが、そういった調査を町長はどういうふうにお考えになりますか、お伺いたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 参考にさせていただきます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） なかなかすぐには返事をいただけないものばかりであると思いますが、どうか協働のまちづくりに関しては、地域のリーダーとして町職員の一人一人が本当に地域に根差し町長のおっしゃるような十分なコミュニケーションと信頼関係を持って進めていただけるような取り組みを願っております。

以上、私の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問が終わりました。

11番、橋本 操君の質問の順番ですが、本日体調の不良のため欠席となっております。つきましては会議規則第61条第4項の規定により、通告はその効力を失い、質問は取りやめとなります。

以上で本日の一般質問を終了といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ありがとうございました。

散会 午後 2時29分